

暮らしサポート情報

『毎日出るごみの分別と出し方』～毎日のことだから知っておきたい大事なこと

移住を希望される皆さんが移住先で生活するうえで知っておきたいことの一つに、ごみの分別や出し方があると思います。今回は須坂市の基本的なごみ出しについて、市内のごみ出し風景とあわせてご紹介します。

◆須坂市の基本的なごみ収集の回数

可燃ごみ	プラスチック 容器包装	不燃ごみ	ビン類等 廃食用油	缶類 ペットボトル	古紙類
週2回 (月・木の地区) (火・金の地区)	週1回	月1回	月1回	月1回	月1回

須坂市では地域ごとに決められた「年間ごみカレンダー」が毎年7月に更新され各家庭に配布されます。

・地域別収集日情報はこちら

<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5c358ae8d1f48>

市内ある地域のごみカレンダー
収集日が記入されたカレンダーが
町の区長さんを経由して各家庭に
配布されます。

※資源物の回収につきましては生活環境課までお問い合わせください。資源物(資源をさぐり)の回収は事業上の責任において適正に処理することが法律で定められています。(須坂市環境部より)

収集日当日の午前 8 時までにごみステーションへ持ち込みます。
8 時から収集が始まります。



集落の一角にあるごみステーション



ごみ出しの風景

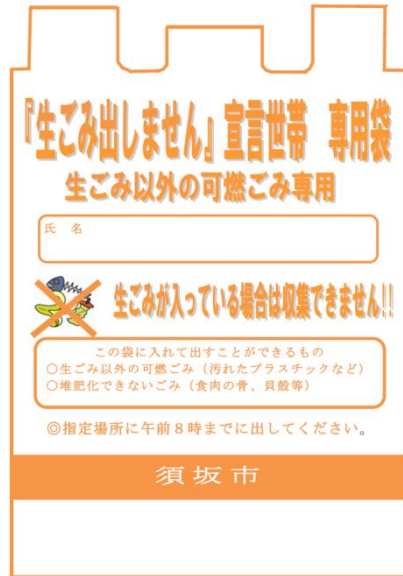
◆指定ごみ袋はスーパーなどで購入

須坂市では現在、可燃（青）、不燃（赤）、プラスチック（緑）3種類の指定袋があります。市内のスーパーなどで販売されていて、料金は袋代にごみ処理手数料(大サイズ 30 円/枚、小サイズ 15 円/枚)が上乗せされるので店舗によって多少ですが変わります。



◆「生ごみ出しません袋」や「生ごみ処理機購入費補助金」の制度もあります

須坂市では「生ごみ出しません袋」も活用されています。これは、生ごみを畑で堆肥化するなど自家処理によって可燃ごみとして出さないことを誓約した世帯に無料の専用可燃袋を活用してもらうものです。期間中に一世帯最大60枚（申請期間による）を配布しています。これも地方ならではの取り組みかもしれません。須坂市は長野県内でも最初にこの制度を導入しています。



また、須坂市では「生ごみ処理機購入費補助金制度」もあります。電動（手動）生ごみ処理機購入費の2分の1以内（限度額3万円）を補助しています。

この他の詳しいごみの分別方法や出し方についてはこちらをご覧ください

<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=591e8f8d522ec>



◆おわりに

ごみの減量化はどの地域でも取り組まれている課題ですが、都会と地方とでは出し方で違う点があると思います。実際に私の子どもも一昨年まで都会で学生生活を送っていましたが、ごみ袋の指定はありませんでした。

今回は須坂市のごみの分別や出し方をご紹介しました。地方暮らしにおける身近な情報の一つとしてぜひ参考にしてみてください。

(須坂市移住・定住アドバイザー 豊田貴子)